

キャリアタス UC 利用約款

「キャリアタス UniCareer」（以下「キャリアタス UC」といいます。）の利用に当たっては、キャリアタス UC を運営する株式会社ディスコに対し、以下の利用約款に同意していただく必要があります。

第1条（約款の適用）

キャリアタス UC 利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社ディスコ（以下「運営管理者」といいます。）が運営する「キャリアタス UC」（次条の定義に従います。）の利用に関して、運営管理者と契約（以下「本契約」といいます。）を締結した事業者（以下「事業者」といいます。）に対して適用されるものとし、

2. 運営管理者は、本約款に基づき事業者にキャリアタス UC にかかるサービスを提供するものとし、事業者は、本約款の定めを誠実に履行するものとし、

第2条（基本用語の定義）

本約款において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「キャリアタス UC」とは、事業者がインターネット上の事業者のウェブサイトで提供する就職支援管理等にかかわる、企業データ・求人データ・就職希望者学生データの管理および検索、メール配信やガイダンス・キャリア相談予約、就職活動状況の管理等を目的として提供する ASP 型システムをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、本契約にもとづき運営管理者がキャリアタス UC を事業者及び事業者に在籍している就職希望者の利用に供することをいいます。
- (3) 「就職希望者」とは、キャリアタス UC を利用して求人を検索する事業者に在籍する学生及び事業者の定める卒業生をいいます。
- (4) 「サービス開始日」とは、本サービスの提供開始日で、事業者については事業者がキャリアタス UC のサービスの利用を開始した時点で運営管理者が定める日をいうものとし、就職希望者については本サービスの初回利用日をいいます。
- (5) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名または個人別に付された番号等により当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいいます。
- (6) 「クライアント機器等」とは、本サービスを利用するにあたって事業者および就職希望者において必要となる通信機器、コンピュータ機器、ソフトウェア等をいいます。

第3条（キャリアタス UC の利用申込）

事業者は、キャリアタス UC の利用にかかる申し込みを行う場合には、キャリアタス UC の仕組みおよびキャリアタス UC により提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、申し込むものとします。

第4条（契約の成立）

前条の事業者によるキャリアタス UC の利用にかかる申し込みがなされ、運営管理者の取引基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、運営管理者による承諾の意思表示が事業者に到達したときをもって、運営管理者と事業者の間に本契約が成立するものとします。但し、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、キャリアタス UC を利用することができるものとします。なお、キャリアタス UC の初回ログイン時に、画面上で本約款への同意ボタンがクリックされたことをもって、事業者本人が本約款に同意したものとみなします。

第5条（キャリアタス UC の利用）

事業者は、キャリアタス UC を利用するにあたり、キャリアタス UC の目的および本約款に規定する事項を遵守するものとします。なお運営管理者は、自己の判断により事業者への通知をもって適宜本約款を変更することができるものとします。

2. 運営管理者は、事業者がキャリアタス UC を利用するにあたり、事業者に対し、運営管理者が必要と判断するキャリアタス UC の機能・サービス内容の詳細・利用方法等についての資料を配布するものとします。

3. 事業者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 運営管理者、原権利者または第三者（応募者を含む。以下同じ）の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (3) 運営管理者または第三者に対して、誹謗・中傷または名誉を傷つけるような行為
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書きこむ行為
- (5) 運営管理者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) 営利・募集目的の情報を掲載・配信する行為
- (7) 公序良俗に反する情報、広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、またはそれらに類する内容を含む情報を掲載・配信する行為
- (8) キャリタス UC の目的および本約款の規定に反する行為
- (9) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為

4. 運営管理者は、事業者が前項各号の一に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断した場合、事業者に事前通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止させることができるものとします。

第6条（本サービスの利用時間帯）

本サービスの利用時間帯は、第12条の規定にもとづく本サービスの中断期間を除き本契約の有効期間中の各日24時間とします。

第7条（就職希望者の本サービスの利用）

事業者は、本契約の有効期間中、就職希望者に本サービスを利用させることができるものとします。なお事業者は有料契約の場合を除き、就職希望者のログイン後ページにおいて運営管理者の広告が表示される可能性があることを予め承諾します。

第8条（キャリアス UC 利用 ID・パスワード）

運営管理者は事業者に対し、キャリアス UC の利用にかかる ID・パスワード（以下「ID等」といいます。）を発行するものとします。

2. 事業者は、個人情報保護およびセキュリティ保持の必要上、ID等について厳重な管理義務を負うものであり、第三者にID等を譲渡または、貸与もしくは開示等してはならないものとします。

3. 運営管理者または事業者の都合によりID等を再発行する場合には、運営管理者は、情報セキュリティの観点から事業者にかかる認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、ID等の再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、運営管理者が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。

4. 事業者は管理者IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、事業者以外の第三者の使用等による損害の責任を負うものとします。

5. 前項に対して運営管理者は、何らの責任を有さないものとします。

6. 運営管理者または事業者は、管理者IDおよびパスワードが、事業者以外の第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を相手方に連絡するとともに、運営管理者から指示がある場合には、これに従うものとします。

第9条（クライアント機器等の設置および維持）

事業者または就職希望者は、自らの費用で本サービスを利用するために必要となるクライアント機器等を設置するものとします。

2. 事業者は、本サービスを利用するにあたって支障をきたさないよう、自らの負担と責任において、クライアント機器等を正常に稼働させるよう維持し、その選択したプロバイダを経由してキャリアス UC にアクセスするものとします。

第 10 条 (ディスコ キャリタス UC カスタマーサポートによるサービス)

運営管理者は、ディスコ キャリタス UC カスタマーサポートにおいて、事業者のために事業者のキャリタス UC の操作方法、その他キャリタス UC に関する電話および E-mail による問い合わせ受付を行うものとします。ディスコ キャリタス UC カスタマーサポートの受付時間は、運営管理者が別途定めるところに従います。

第 11 条 (登録情報および機密情報の目的外使用の禁止)

学生管理機能を利用する場合において、事業者は、学生等がキャリタス UC を通じて事業者提供した応募内容およびその他の個人情報（以下あわせて「登録情報」といいます。）を就職活動支援・キャリア支援活動にのみ使用するものとし、その他の目的（商業目的であると否とを問わない。）は一切使用しないものとします。但し、本人の同意が得られた場合はこの限りではありません。

2. 事業者は、登録情報を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、学生等の本人の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。

3. 事業者による登録情報の使用および管理に関し、学生などその他の第三者から運営管理者に対して訴訟提起その他のクレームがなされた場合、かかるクレームや訴訟に対して、事業者は一切の責任と費用でこれを解決するものとし、運営管理者が一切責任を負わないことに同意するものとします。

4. 事業者は、キャリタス UC の利用を通じて知り得る運営管理者の一般に公開していない情報（キャリタス UC に関する情報・仕組み・ノウハウ・プログラムソース等を含む）の一切を第三者へ開示・漏洩もしくは事業者自らのために利用してはならないものとします。

第 12 条 (本サービスの中断)

運営管理者は、次の各号に該当する場合には事業者への事前の通知や承諾なしに、本サービスの一時的な中断または本サービスの停止を行うことがあり、事業者はこれを予め承諾します。

(1) キャリタス UC にかかるサーバーの保守またはキャリタス UC の仕様の変更もしくはシステムの瑕疵の補修等を行う場合

(2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立によりキャリタス UC の運営が困難または不可能になった場合

(3) 事業者が本契約にもとづく義務を履行しない場合

(4) 上記各号の他、運営管理者がやむをえない事由によりキャリタス UC の運営上一時的な停止が必要と判断した場合

2. 前項に定めるキャリタス UC の一時的な運営の停止により、事業者が登録した会社情報等のキャリタス UC 上への反映の遅れまたは学生等からのエントリー情報の受信などの遅れが生じた場合でも、運営管理者は、何らの責任も負わないものとします。

第 13 条（インターフェイスの変更）

事業者は、運営管理者がキャラタス UC を取り巻くシステム環境の変化、キャラタス UC のシステムにかかる瑕疵の修補、キャラタス UC 利用上の不都合または多数の事業者からの要請等により、事業者への事前の通知なくインターフェイスを変更する場合があることを予め承諾します。

第 14 条（利用料）

事業者は、事業者が有料サービスに申し込みを行った場合において、申し込んだ本サービスが利用可能な状態となった時点で、第 3 条に基づき事業者が別途提出した書類に記載した金額をキャラタス UC 利用料（以下「利用料」といいます。）として支払わなければならないものとし、事業者がその後本サービスの利用の期限を短縮する等、申込内容を変更した場合であっても、利用料は減額されないものとします。

2. 事業者は、サービス期間の途中において本契約が終了した場合（運営管理者の責に帰すべき事由による場合を除く。）においても利用料の支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を運営管理者に支払っている場合には、運営管理者は事業者に対し理由の如何を問わず、利用料の返還義務を負わないものとします。

第 15 条（禁止事項）

セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等によりキャラタス UC に関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、運営管理者はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でも運営管理者は何ら責任を負わないものとします。

第 16 条（約款の変更）

運営管理者は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の 1 か月以上前から適用開始日まで、変更条件をキャラタス UC において掲載するものとします。

2. 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の掲載日より 1 か月以内に、書面にて運営管理者に対して通知しなければなりません。

3. 運営管理者が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本利用は終了するものとします。

第 17 条（運営管理者の機密保持義務および個人情報の取扱い）

運営管理者は、事業者のキャラタス UC の利用により、事業者がキャラタス UC インターフェイスに登録した登録情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該事業者

の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、運営管理者は会社情報等および個人情報（JIS Q 15001 の定義に従うものとし、以下「個人情報」といいます。）をもとに当該事業者および学生等の個人を特定できない形式による統計データ等を作成し、当該統計データ等につき、何らの制限なく利用することができるものとします。

2. 運営管理者は、事業者から管理を委託された場合、当該個人情報を機密として保持し、事業者の事前の書面による承諾なく、個人情報の複写、破壊、改竄、第三者への開示および漏洩、情報開示目的以外での利用を行いません。

3. 登録される事業者の個人情報（企業名、所属部署名、氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail アドレスなど）は、株式会社ディスコの〈個人情報保護責任者〉辰本友志（個人情報相談窓口 TEL：0120-77-5078（受付時間：月～金 10：00～12：00／13：00～17：00）、E-mail：privacy-madoguchi@disc.co.jp）が厳重に保管、管理します。また、下記の利用目的のみで使用し、予め本人の同意なく他の目的で利用することはありません。なお、事業者の個人情報のご登録は任意ですが、ご登録いただけない場合、キャリアタス UC のサービスが受けられない場合があります。

(1) キャリタス UC 利用方法などに関する運営管理者からの問い合わせや連絡

(2) 採用・キャリア支援に関するメールマガジンの配信

(3) キャリタス UC 関連サービスの保守等の情報の提供

(4) 運営管理者の各種商品・サービスのご案内の提供

(5) 各種アンケート調査等の依頼

(6) システム運用のサポート業務における顧客等および企業担当者情報の確認

※ 登録情報は、「学校サイト管理」より随時、変更・追加ができます。登録情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加または削除および利用または提供の拒否等の問い合わせは以下にご連絡下さい。

【問い合わせ先】

ディスコ キャリタス UC カスタマーサポート

受付時間：平日 10：00～12:00、13:00～17：00

電話：03-6635-6502

E-mail：uc-school@disc.co.jp

4. 運営管理者は、学生等の登録情報を適正に管理し、キャリアタス UC サービス終了時まで保持した後、適正に廃棄するものとします。

5. 運営管理者は、個人情報保護責任者を選定し、業務遂行上個人情報を取り扱うことが必要な従業者（運営管理者との雇用関係の有無を問いません。）にのみ個人情報を取り扱わせるものとします。

6. 運営管理者は、業務上必要な範囲内でのみ第三者に個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとします（以下、かかる第三者を「委託先」といいます。

す。)。但し、その場合、運営管理者は、本条における運営管理者の義務と同等の義務を委託先に負わせるものとします。

7. 運営管理者は、事業者から個人情報の管理体制についての報告を求められた場合、第三者の個人情報の秘匿性を害することがない方法および内容で、事業者に対して当該報告を行うものとします。

8. 以下の場合、運営管理者は、個人情報を開示することができるものとします。但し、この場合においても、運営管理者は、可能な限り個人情報の機密性の保持に努めます。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 18 条（運営管理者の免責）

事業者は、自己の責任によりキャリアス UC を利用するものとし、運営管理者は、本契約もしくは、その履行およびキャリアス UC の利用に関して事業者につき生じた損害について、運営管理者の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、運営管理者が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ事業者の本契約に基づく支払済みの対価相当額を上限とします。また、運営管理者はその予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

2. 運営管理者は、前項にかかわらず、第 17 条の義務に違反し、個人情報の帰属主体（以下「本人」といいます。）に損害を与えた場合には、本人に対する責任を負うものとし、事業者が本人からの請求に応じて損害賠償をした場合、その賠償金相当額を事業者に対して支払うものとします。但し、事業者が本人からの損害賠償の請求を受けた後直ちに運営管理者に対してその旨通知し、運営管理者に対して紛争解決にあたる機会を与えなかった場合はこの限りではありません。

3. 運営管理者は、天災地変その他不可抗力（運営管理者の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバーダウン等を含みます。）により生じた損失につき何らの責任も負わないものとします。

4. 運営管理者は、業務上通常要求される程度の合理的な措置を運営管理者が講じていたにも関わらず、事業者または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失（（1）ウィルスによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、（2）

ハッキングによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、(3) プロバイダのダウン、(4) 事業者の操作ミスによるデータの流出・損壊、採用機会の損失および誤った情報の掲載並びに(5) システム環境の変化による障害等の運営管理者の責によらないキャリアス UC にかかるシステムの瑕疵などを含みます。)につき、何らの責任も負わないものとします。

5. 事業者は、キャリアス UC の利用にあたって電子ファイルを添付する場合には、自己の責任においてウィルスチェック等を行うものとし、事業者の添付ファイルによって第三者に損害が発生した場合には、事業者は自己の費用と責任をもって当該第三者への対応にあたるものとします。

6. 運営管理者は、事業者および企業に対し、学生等のインターンシップ応募および採用の確実性、企業に応募する学生等の資質・能力および事業者への適合性等、キャリアス UC の効果およびキャリアス UC を通じて採用された学生等に関する何らの保証も行わないものとします。

第 19 条 (権利義務譲渡の禁止)

事業者は、本約款上の地位に基づく一切の権利義務を、運営管理者の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してならないものとします。

第 20 条 (反社会的勢力との関係)

事業者および運営管理者は、自己が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と何ら関係を有していないことを表明し、保証するものとします。

第 21 条 (契約期間・解除)

本契約の有効期間は、契約の成立日よりキャリアス UC サービス期間終了日までとします。

2. 前項にかかわらず、運営管理者または事業者は、相手方が次の各号に該当するときには、相手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除またはキャリアス UC の一定期間の利用を停止することができます。

- (1) 本約款の規定に違反したとき
- (2) 相手方の信用を傷つけたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- (4) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
- (5) 事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
- (6) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- (7) 信用に不安が生じたとき
- (8) 事業を廃止したとき、または清算にはいったとき

- (9) 事業者が学生等の差別的な取り扱いまたは言動等、就職活動・キャリア支援活動上望ましくない行為を行ったとき
- (10) 事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより運営管理者がキャリアタス UC を利用することが望ましくないと判断したとき
- (11) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
3. 運営管理者は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者によるキャリアタス UC の利用が、運営管理者またはキャリアタス UC の信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、事業者に対し通知することにより、本契約を即時に解除することができるものとします。
4. 事業者は、前 2 項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに運営管理者に対する一切の債務を弁済するものとします。

第 22 条（合意管轄）

本約款は日本法を準拠法とし、本約款および本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（存続条項）

本契約終了後も、第 11 条、第 14 条第 2 項、第 17 条、第 18 条、第 22 条、本条および第 24 条は有効に存続するものとします。

第 24 条（協議解決）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に限定されていない事項については、運営管理者と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

附則：2017 年 1 月 23 日作成

2018 年 2 月 13 日改定

【学校の方のお問い合わせ】

株式会社ディスコ キャリタス UC カスタマーサポート

電話：03-6635-6502 受付時間：平日 10：00～12：00、13：00～17：00

E-mail：uc-school@disc.co.jp